

一般社団法人日本組織適合性学会 学術集会運営規則

(目的)

第1条 この規則は、この法人（以下「本法人」と略す。）が会員の研究発表のために開催する学術集会大会（以下、大会という。）の組織・運営等に関して必要な事項を定め、学術集会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(大会長等の選任等)

第2条 大会長・次期大会長・次々期大会長（以下「大会長等」と略す。）は、別に定めるところにより選任する。ただし、大会長等に事故があったとき、又は欠けたときは、理事会で対応を協議する。

2 前項の大会長等が次の各号に該当する場合には、理事会の決議によって解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他大会長等たるにふさわしくない行為があると認められるとき

(運営)

第3条 大会長等は、指定された年に行われる学術集会を主宰し、運営の責任者となる。

- 2 大会長等は、大会運営委員会を置くことができる。
- 3 大会運営委員会は、学術集会の運営に関して、大会長等を補佐する。
- 4 大会長等は、大会プログラムの立案と編成を支援する企画委員会を置くことができる。

第4条 大会における研究発表者は、原則として会員に限る。ただし、大会長等により招請された者、海外からの参加者、学生の場合は、この限りではない。

第5条 大会長等は、事前に日時、場所及び日程を主催する大会の半年前までに会員に周知する。

(経費処理及び決算報告)

第6条 本法人は、大会運営の費用の一部として、運用財産を支出することができる。

2 大会長等は、主催する学術集会が開催された年度の3月末日までに、当該大会に係る経理帳票類を整理し、本法人事務局に決算資料として提出し、監事の監査を受けなければならない。

- 3 大会に係る決算は、本法人事務局において完結し、学術集会特別会計として報告する。

(学会誌)

第7条 大会長等は、主催する大会において発表される内容等を、本法人の機関紙(MHC)の補足(Supplement)として取りまとめて発行しなければならない。

(規則の変更)

第8条 この規則の変更を必要とする場合は、理事会の決議を経るものとする。

附 則

1 この規則は、令和4(2022)年3月20日から施行する。

